

広島県告示第七七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十一年九月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町川戸字後松四〇九三番一地 先から 山県郡北広島町川戸字沼三〇四九番二地先 まで		六・〇〇〇 一 八・〇〇〇 一五・五〇〇 五八・〇〇〇	三 四九・〇〇〇 一九五・〇〇〇	一九五・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三三七・〇〇〇 メートル